令和７年４月１５日

総 合 評 価 方 式 に 係 る 入 札 説 明 書
〖総合評価方式（自己採点型）〗

下記工事の入札を総合評価方式によって実施します。
入札に参加する意向がありましたら、「入札書」、「自己採点申請書兼入札金額見積内訳書」を「埼玉県電子入札共同システム」により提出してください。
当該入札に参加するためには、必ず「埼玉県電子入札共同システム」により、参加申込手続きを行ってください。
落札候補者には、総合評価自己採点の根拠となる「技術資料」を提出していただきます。
なお、この入札説明書に記載のない事項などは、次の優先順位とします。
①春日部市総合評価方式活用ガイドラインＲ６年度版（以下「ガイドライン」という。）
②埼玉県総合評価方式活用ガイドラインVer１９

記

１　工事の概要
（１）工 事 名　　公共下水道谷原排水区雨水管きょ(R7)整備工事
（２）工事場所　　春日部市大沼一丁目地内
（３）工事業種　　土木工事業

２ 総合評価に関する事項
（１）総合評価方式の型（ガイドラインP６参照）
簡易型（評価項目選択型）

（２）採点方式（ガイドラインP８参照）
自己採点方式

（３）評価値の算出方法（ガイドラインP４２参照）
加算方式

（４）見なし評価（ガイドラインP４５参照）
適用します。

（５）１／３失格基準（ガイドラインP４５参照）
適用しません。

（６）評価の方法
ア 落札候補者が提出した技術資料の評価は、様式に記入された内容を添付資料及び各種データ等により確認して採点します。
イ 様式には必要事項を必ず記入してください。提出資料（該当する様式及び添付資料）に不備のあった評価項目は、評価対象外となる場合があります。

ウ 各様式の添付資料は、様式に記入した内容に対応する資料のみを添付してください。
エ 配置予定技術者は、候補者を３名まで挙げることができます。この場合、各候補者に対して、該当する「配置予定技術者の技術能力」の評価項目の提出資料を提出してください。評価は、候補者ごとに「配置予定技術者の技術能力」の評価項目に関する合計点を算出し、このうち最も低い者の得点で行います。
オ 技術力がそのまま引き継がれると考えられる企業の単純な名称変更については、変更以前のものから継続的に取り扱うものとします。また、合併した企業の評価は、合併以前のすべての企業の実績を引き継ぐものとして評価します。
カ 分社化した後の企業の施工実績については、埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿登録時に、分社化前の企業から実績の承継が認められているものを評価の対象とします。
キ 提出した「自己採点申請書」と落札候補者通知時に提出した「兼落札候補者用提出書」の記述が異なる場合には、先に提出した「自己採点申請書」の記述を優先します。
ク 各評価項目の評価点は「自己採点申請書」による値と上記アにより採点した値を比較して、低い方の値とします。
ケ 令和元年度とは、平成３１年４月１日～令和２年３月３１日とします。

（７）不適正な事項に対する措置について（ガイドラインP４４参照）
ガイドラインのとおり。

（８）落札者（落札候補者）の決定方法（ガイドラインP４６参照）
ガイドラインのとおり。

（９）配置予定技術者の配置不可通知（ガイドラインP４７参照）
ガイドラインのとおり。

（１０）技術資料の内容の不履行について（ガイドラインP５０参照）
ガイドラインのとおり。

（１１）技術資料の虚偽記載について（ガイドラインP５０参照）
ガイドラインのとおり。

（１２）不服の申出について（ガイドラインP５１参照）
ガイドラインのとおり。

３ 技術資料等の提出
≪『自己採点申請書』の提出≫
（１）提出内容
ア すべての入札参加者が提出してください。
イ 「自己採点申請書兼入札金額見積内訳書」の電子データを提出してください（日付入力不要、押印不要）。

（２）自己採点申請書
ア 評価基準、配点に基づく自社の申告点を正確に記入してください。
なお、申告点欄が空白の場合や、配点以外の申告点の記入があった場合には、その項目を「０点」として扱います。
イ 応札時に「入札書」、「入札金額見積内訳書」とともに「自己採点申請書」が提出され

ない場合、入札は無効として取り扱います。
ウ 「自己採点申請書」の記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。

（３）提出期限及び提出方法
応札時に「入札書」、「入札金額見積内訳書」とともに「自己採点申請書」を、原則として「埼玉県電子入札共同システム」により提出してください。

≪『兼落札候補者用提出書』及び『技術資料』の提出≫
（１）提出者
落札候補者通知を受けた者のみが提出してください。

（２）提出内容
ア 兼落札候補者用提出書
イ 技術資料

（３）兼落札候補者用提出書
ア 自己採点申請時に提出した「自己採点申請書」データに日付を入力し、「兼落札候補者用提出書」として提出してください。（押印不要）
イ 自己採点申請時に作成した「自己採点申請書」の原本の評価項目、配点、自己採点の点数等は変更しないでください。
ウ 「兼落札候補者用提出書」が提出されない場合、入札は無効として取り扱います。
エ 「兼落札候補者用提出書」の記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。

（４）技術資料
技術資料は、案件ごとに公告ホームページからダウンロードしてください。
添付資料として使用する様式は、総合評価に係る市ホームページからダウンロードしてください。
「工事等：総合評価一般競争入札方式について（ガイドライン・様式等）」
（ https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/keiyakukensaka/gyomuannai/2/3/27220.html）
ア 落札候補者通知を受けた者は、「事後審査書類」と一緒に「技術資料」を持参にて提出してください。
イ 提出書類はＡ４サイズとし、落札候補者提出書（提出済みの「自己採点申請書」に日付を入力したものを１頁として、通し番号を全頁数（頁の例：１／○○～○○／○○）表示してください。（押印不要）
なお、提出書類は袋綴じ・ホチキス止め等はせずに、ダブルクリップ等で束ねて提出してください。
ウ 技術資料は自己採点申請書の評価内容と相違がないように確認をしたうえで提出してください。

なお、技術資料は設計図書の一部（契約内容の一部）とします。

（５）提出先（問い合わせ先）

春日部市役所総務部契約課契約担当
〒３４４－８８５７
住 所 埼玉県春日部市中央七丁目２番地１
ＴＥＬ ０４８－７３６－１１２８（直通）

（６）提出期限
落札候補者通知書に記載します。※市から送信する事後審査資料の提出依頼のメールに記載します。

4 ヒアリング
実施しません。

5 落札者の決定通知
落札者の決定は、「埼玉県電子入札共同システム」にて通知します。
入札情報公開システムの技術評価点と評価値については、落札者及び評価を行った者については評価後の値、それ以外の者は自己採点申請書に基づく値となります。

6 評価状況に関する情報提供（ガイドラインP５２参照）
ガイドラインのとおり。

7 実施上の留意事項
（１）技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。
（２）提出された技術資料は、技術評価以外に提出者に無断で使用することはありません。
（３）提出された技術資料は、返却いたしません。
（４）技術資料提出後に技術資料の追加・修正は、認めません。

8 評価基準及び提出資料
次項

入　札　説　明　書

共通提出資料

社名情報	
令和３年４月１日以降に社名変更、会社の合併、分社の有無及び有りの場合、必要事項を記入してください。	
提出資料	１．様式（社名情報）
	２．添付資料　登記簿等の写し（社名変更等有りの場合）

入　札　説　明　書

共通提出資料

配置予定技術者	
当該工事に配置を予定している技術者（３名まで）について記入してください。 この様式に記載のない者は配置予定技術者として扱いません。４名以上記入した場合は失格とします。 なお、ＪＶで参加する場合は、代表構成員の配置予定技術者を記入してください。	
提出資料	１．様式（配置予定技術者）
	２．添付資料　なし

入 札 説 明 書

ア　企業の技術能力

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(ｲ)施工実績 【　　／１点】	評価基準	過去１５年度間（平成２１年度～令和５年度）に類似の公共工事の施工実績がある。 【類似：断面600㎜×600㎜以上のボックスカルバート布設工事】	1点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	１．様式ア(ｲ) 注１）代表的な実績を１件提出してください。 注２）評価対象期間内に「契約工期の終期」が属する工事が対象です。 注３）類似の施工実績（工種、数量、施工条件、使用材料等）が添付資料で確認できない場合は、評価しません。 注４）ＪＶ（経常・特定）の過年度実績及び評価対象者は、ガイドライン「5 (2) 評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。	
		２．添付資料 ①　コリンズ竣工登録の写し（契約データ、工事データ、技術データ）。 注１）　工事名、工事場所、契約金額、工期、発注者、受注者、類似の施工実績（工種、数量、施工条件、使用材料等）が確認できる部分を添付してください。 ②　コリンズだけでは求める施工実績が確認できない場合やコリンズ竣工登録がない場合、工事の請負契約書及び設計図書の写し。 注１）　工事名、工事場所、契約金額、工期、発注者、受注者、類似の施工実績（工種、数量、施工条件、使用材料等）が確認できる部分（平面図、構造図、数量総括表等）を添付してください。 注２）　工事完了が確認できる書類（「工事完成検査結果及び工事成績評定結果について（通知）」等）を併せて提出してください。 ③　①、②だけでは確認できない場合、類似の施工実績（工種、数量、施工条件、使用材料等）が確認できる書類。 注１）　工事完成図書等、その他類似工事の評価基準を確認できる工事書類を提出してください。 注２）　②の工事の請負契約書に基づく工事であることが確認できる書類を併せて提出してください。 ④　受注時の社名が現在と違う場合、社名の変更が分かる書類。 ⑤　ＪＶでの実績の場合、代表構成員であることが確認できる書類（特定建設工事共同企業体協定書など）。	

イ　企業の社会的貢献度

<table>
<tr><th>評価項目</th><th colspan="3">評価基準・提出資料</th><th>配点</th></tr>
<tr><td rowspan="4">(ｱ)災害防止活動等の協定
【　　／１点】</td><td rowspan="3">評価基準</td><td rowspan="2">市機関等と協定等を締結し、災害防止活動への協力体制を整えている。</td><td>春日部市内に本店又は主たる営業所を置いている。</td><td>1点</td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td>0.5点</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記に該当しない。</td><td>0点</td></tr>
<tr><td rowspan="2">提出資料</td><td colspan="3">１．様式イ(ｱ)
注１）入札公告日時点における当該協定等の締結の有無を評価します。なお、国又は県との協定は評価対象としません。
注２）ＪＶ（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「５（２）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。</td></tr>
<tr><td colspan="3">２．添付資料
①　自社が加入している団体が協定を締結している場合
当該団体が発行する、入札公告日時点において自社が当該協定の適用となる者であることの証明書(経営事項審査用の防災協定締結証明書等)の写し。ただし、令和５年度以降に発行されたもの。
注１）上記証明書以外は加点の対象としません。
注２）証明日が入札公告日を過ぎている場合、当該協定等が入札公告日時点において締結されていることがわかるものを追加添付してください。
②　企業単体で協定を締結している場合
当該協定書（登録証等を含む）の写し</td></tr>
</table>

入 札 説 明 書

イ　企業の社会的貢献度

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(ｲ)災害防止活動等の実績 【　　／１点】	評価基準	令和４年度～令和５年度に市機関等の求めにより災害防止活動等を行った。	1点
		令和４年度～令和５年度に国土交通省や埼玉県との協定又は求めにより春日部市内で災害防止活動等を行った。	1点
		令和４年度～令和５年度に国土交通省や埼玉県との協定又は求めにより春日部市外で災害防止活動等を行った。	0.5点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	１．様式イ(ｲ) 注１）該当する活動実績のうち、代表的なものを１件提出してください。 注２）評価対象となる災害防止活動等は、ガイドライン19ページ【補則】を参照してください。 注３）ＪＶの過年度実績及び評価対象者は、ガイドライン「５（２）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。	
		２．添付資料 注１）活動を要請した機関が交付した「災害防止活動認定書」の写し 認定書の様式を春日部市の総合評価方式トップページ「工事等：総合評価一般競争入札方式について（ガイドライン・様式等）」からダウンロードし、活動を要請した機関に認定書を交付するよう請求してください。 (https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/keiyakukensaka/gyomuannai/2/3/27220.html) 注２）国土交通省又は埼玉県の協定に基づく活動の場合、次の書類により確認できるものを提出してください。 ア　国土交通省や埼玉県との協定書の写し イ　協会等の団体に所属している証明書等の写し ウ　契約書等の写し 注３）国土交通省、又は埼玉県の求めによる活動の場合、証明書等により確認できるものを提出してください。	

ウ　配置予定技術者の技術能力

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(ｱ)工事成績評定 【　　／２点】	評価基準	市発注工事の令和４年度～令和５年度の平均点が82.0点以上。	2点
		市発注工事の令和４年度～令和５年度の平均点が81.6点以上 82.0点未満。	1.9点
		市発注工事の令和４年度～令和５年度の平均点が81.2点以上81.6点未満。	1.8点
		市発注工事の令和４年度～令和５年度の平均点が80.8点以上81.2点未満。	1.7点
		市発注工事の令和４年度～令和５年度の平均点が80.4点以上80.8点未満。	1.6点
		市発注工事の令和４年度～令和５年度の平均点が80.0点以上80.4点未満。	1.5点
		市発注工事の令和４年度～令和５年度の平均点が79.6点以上80.0点未満。	1.4点
		市発注工事の令和４年度～令和５年度の平均点が79.2点以上79.6点未満。	1.3点
		市発注工事の令和４年度～令和５年度の平均点が78.8点以上79.2点未満。	1.2点
		市発注工事の令和４年度～令和５年度の平均点が78.4点以上78.8点未満。	1.1点
		市発注工事の令和４年度～令和５年度の平均点が78.0点以上78.4点未満。	1.0点
		上記のいずれにも該当しない、又は実績がない。	0点

	提出資料	１．様式ウ(ｱ) 注１）ＪＶ（経常・特定）の過年度実績及び評価対象者は、ガイドライン「5（２）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。 注２）配置予定技術者が全ての業種（２９業種）において工事完成時点に従事していた工事成績を記入してください。 注３）配置予定技術者の技術能力に関する評価は、以下のいずれかの工事を対象とします。 ①　元請の主任技術者または監理技術者（特例技術者を含む）として工事を完成時に従事していた工事 ②　現場代理人として全工期（準備期間、後片付け期間または橋梁等の工場製作等の期間を除く）にわたって従事した工事 注４）過去に在籍していた会社での工事成績も評価対象となります。 注５）工事成績評定の平均点の算出において、小数点第２位以下の端数が生じたときは、小数点第２位以下を切り捨てて評価します。 注６）評価対象期間内に「完成年月日」が属する工事が対象です。 注７）対象とする工事は、春日部市公式ホームページの完成検査工事実績報告（https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/keiyakukensaka/gyomuannai/2/2/4074.html）で掲載されているもの。
		２．添付資料　なし 注）下記の場合は、該当する書類（特定建設工事共同企業体協定書など）を添付して下さい ①　ＪＶでの実績の場合は、代表構成員であることがわかる書類。（特定建設工事共同企業体協定書など） ②　自社が認識している工事成績と春日部市公式ホームページの完成検査工事実績報告で公表されている完成検査工事一覧のデータに違いがある場合は「工事完成検査結果及び工事成績評定結果について」等の写し。 ③　現場代理人として従事した工事で、当初と完成時の現場代理人が異なる場合には「コリンズ竣工登録」の写し（契約データ、工事データ、技術者データ）、及び「竣工時の工事工程表」の写し。

カ　企業倫理や信頼性等

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(ｱ)入札契約に関する不当な強要行為等 【－１点～ －６点】	評価基準	令和５年度～公告日までの期間に「春日部市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	－１点～ －６点
		上記に該当しない。	０点
	提出資料	１　様式カ（ア）～（ウ）	
		２　添付資料　なし	
(ｲ)総合評価の不履行 【　／－１点】	評価基準	令和５年度～公告日までの期間の総合評価方式による市発注工事の技術資料の履行確認結果において、「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた。（下記の場合を除く）	-1 点
		令和５年度～公告日までの期間の総合評価方式による市発注工事の技術資料の履行確認結果において、配置技術者の死亡など、真にやむを得ない理由により配置技術者を交代し、交代前の配置技術者と同等以上の技術能力を確保できなかったため「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた。	-0.5 点
		上記のいずれにも該当しない。	０点
	提出資料	１　様式カ（ア）～（ウ）	
		２　添付資料　なし	
(ｳ) カ（ｱ）からカ（ｲ）に該当しない入札参加停止措置 【　／－１点】	評価基準	カ（ｱ）からカ（ｳ）に該当せず、令和５年度～公告日までの期間に「春日部市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1 点
		上記に該当しない。	０点
	提出資料	１　様式カ（ア）～（ウ）	
		２　添付資料　なし	

※１　評価項目とした事項に該当しているにもかかわらず、様式に該当がない旨記載されている場合や　様式の添付がない場合には、「虚偽記載」と判断し、失格とする。
※２　複数の評価項目に該当する場合は、重複評価し減点を合算する。
※３　入札参加停止措置、入札参加除外措置は、措置を受けた日(期間の始まりの日)で判断する。

※４　入札契約に関する不当な強要行為等とは、次の(A)～(F)の行為のことを言う。

(A)　入札契約に関する不当な強要行為
(B)　過積載による法令違反
(C)　ディーゼル不適合車の使用による法令違反
(D)　不正軽油の使用による法令違反
(E)　死亡事故
(F)　春日部市の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外

※５　評価項目カ(ア)「入札契約に関する不当な強要行為等」については※４の(A)～(F)の行為により、入札参加停止措置を受けた数に配点(-1.0 点)を乗じた点数の合計を減点する。(最大：-6.0 点)((A)～(F)の行為のうち、同一の行為により複数回の入札参加停止措置を受けた場合の措置については、重複評価せず減点を合算しない)

※６　評価項目カ（イ)「総合評価の不履行」については、受注者が提出した技術資料において、当該工事で履行するとした事項のうち、複数の不履行が生じた場合は、重複評価し減点を合算する。ただし、同一事項の不履行が複数回生じた場合の措置については、重複評価せず減点を合算しない。なお、技術者の配置に関する事項の不履行については、不履行が複数回生じた場合も重複評価せず、減点の大きいもののみを採用し、減点する。

※７　真にやむを得ない理由とは、ガイドラインＰ２０「配置技術者の途中交代について」を参照。

※８　評価項目カ(ウ)の「カ(ア)、カ(イ)に該当しない入札参加停止措置」については、当該評価項目に該当する事項が複数回生じた場合の措置は、重複評価せず減点を合算しない。

キ　企業の技術能力

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(ｲ)優秀工事表彰 【　　／1.5点】	評価基準	令和３年度～令和５年度に春日部市の優秀建設工事受注者表彰を受けたことがある。 注１）評価対象年度は受賞年度です。	1.5点
		上記に該当しない	0点
	提出資料	１．様式キ(ｲ) 注）ＪＶでの表彰は、代表構成員としてのものに限ります。	
		２．添付資料 表彰状の写し。 注）下記の①の場合は、該当する書類を添付して下さい ①　ＪＶでの実績の場合、代表構成員であることが確認できる書類（特定建設工事共同企業体協定書など）	

ク　配置予定技術者の技術能力

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(ｴ)保有する資格 【　　／1点】	評価基準	【一級土木施工管理技士】の資格を保有している。	1点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	１．様式ク(ｴ) 注１）入札公告日時点において、資格が有効である場合に評価します。 注２）ＪＶ（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。	
		２．添付資料 （有効期限のない資格の場合）「合格証明書」の写し。 ただし、建設業法第２７条第１項に規定する技術検定の合格後、合格証明書の受領までの期間は、指定試験機関が通知する「合格通知書」の写し。 （有効期限のある資格の場合）有効期限が確認できる「資格者証」の写し。	

ク　配置予定技術者の技術能力

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(ｵ)優秀技術者表彰 【　　／1点】	評価基準	令和元年度～令和５年度に春日部市優秀建設工事技術者表彰を受けたことがある。 注）評価対象期間年度は受賞年度です。	1点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	１．様式ク(ｵ) 注１）ＪＶ（経常・特定）の過年度実績及び評価対象者は、ガイドライン「５（２）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。 注２）過去に在籍していた会社での実績も評価対象とします。	
		２．添付資料 表彰状の写し。	

コ　企業の社会的貢献度

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(ｱ)企業の社会的貢献の実績（施設管理への協力活動・研修） 【　　／1.5点】	評価基準	令和４年度～令和５年度に施設管理への協力活動の実績が２分類以上ある。	1.5点
		令和４年度～令和５年度に施設管理への協力活動の実績が１分類ある。	1点
		令和５年度に「埼玉県が推進する施策に係る研修」への参加実績がある。	0.5点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料（施設管理への協力活動）	１．様式コ(ｱ) 注１）該当する実績を１つ選んで提出してください。 注２）施設管理への協力活動とは、市機関等の施設（注３参照）の管理に関して、次の①～⑤すべてを満たすものです。 ①施設管理者の了解（協定書、認定書等）を得た活動である。 ① 企業（入札参加者）単独又は企業（入札参加者）を含む団体の活動である。 ② 自発的、自主的に行った活動である。 ③ 施設管理者が主催する活動への参加ではない。 ④ イベント等への参加ではない。 評価は、市機関等の施設管理者が企業(入札参加者)に対して交付した「施設管理への協力活動実績証明書」により評価します。 なお、企業に属する入札参加者でない営業所等が行った施設管理への協力活動も評価対象とします。国、県又は他市町村が管理する施設における活動実績は、原則として評価対象としません。 注３）市機関等の施設は、道路、河川、水路、水道、下水道、公園、学校、山林、その他の管理施設に分類されます。これらの分類のうち、異なる２つ以上の分類において施設管理への協力活動の実績がある場合には、「２分類以上」として評価します。 注４）ＪＶ（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「５（２）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。	
		２．添付資料 「施設管理への協力活動実績証明書」の写し。 注１）証明書の様式を春日部市の総合評価方式トップページ「工事等：総合評価一般競争入札方式について（ガイドライン・様式等）」からダウンロードし、施設管理者に証明を依頼してください。 （https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/keiyakukensaka/gyomuannai/2/3/27220.html）	

	提出資料（研修）	１．様式コ(ｱ) 注１）対象となる研修は次の①又は②とし、代表的な実績を１件提出してください。 ①「建設業コンプライアンス研修会（令和５年度）」 ②「企業人権担当者研修会（令和５年度）」 なお、対象となる研修は、埼玉県建設管理課のホームページでも確認できます。 (https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyouka-kenshu.html) 注２）評価は受講者が受講時に所属していた会社に対して行います。 注３）ＪＶ（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「５（２）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。
		２．添付資料 該当する研修の受講証明書又は研修確認書の写し

コ　企業の社会的貢献度

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(ｲ)除雪契約実績 【　　／1点】	評価基準	令和４年度～令和５年度に市機関等との除雪契約実績がある。	1点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	１．様式コ(ｲ) 注１）除雪契約実績は、単価契約又はその再委託契約（発注者の承諾を得た者に限る）を評価対象とします。 注２）国、県、他市町村との実績は評価しません。 注３）ＪＶで（経常・特定）の過年度実績及び評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。	
		２．添付資料 契約書の写し（再委託の場合は、受注者との契約書の写し及び発注者の承諾を証明するものの写し）	

コ　企業の社会的貢献度

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(ｳ)障がい者雇用 【　　／1点】	評価基準	「障害者の雇用促進に関する法律」の法定雇用率（2.5%）に１ポイントを加えた率で障がい者（常用労働者）を雇用している。	1点
		法定雇用義務はないが障がい者（常用労働者）を雇用している。	1点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	１．様式コ(ｳ) 注１）該当する実績を１つ選んで提出してください。 注２）入札公告日の直前の６月１日現在での状況を記載してください。 なお公告日が６月１日の場合は、公告日の前年の６月１日とします。 注３）評価基準である、次の①又は②について評価対象とします。 ① 法定雇用義務のある事業主の場合は、障がい者雇用率（障害者雇用状況報告書の実雇用率）が３．５%以上の障がい者（常用労働者）を雇用している。 ② 法定雇用義務のない事業主の場合は、障がい者（常用労働者）を雇用している。 注４）ＪＶ（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「５（２）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。 注５）法定雇用義務のある事業主とは、障害者雇用状況報告書の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数」が４０．０人以上の事業主です。	
		２．添付資料 ①法定雇用義務があり、障がい者雇用率（障害者雇用状況報告書の実雇用率）が３．５%以上で障がい者（常用労働者）を雇用している事業主の場合 入札公告日時点の直前の６月１日現在で公共職業安定所長あて報告している「障害者雇用状況報告書」の事業主控え（公共職業安定所の受付印のあるもの）の写し。 電子申請による提出をした場合は、事業主控え及び提出したことがわかるもの（到達確認画面の写し又は状況確認画面の写し） ②法定雇用義務のない事業主が、障がい者（常用労働者）を雇用している場合 「様式コ（ｳ）」の①法定雇用義務の有無確認及び②障がい者（常用労働者）雇用の状況を記入してください。	

コ　企業の社会的貢献度

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(ｴ)ＣＯ２削減対策 【　　／1点】	評価基準	次のいずれかの認証等を受けている。 ・「ＩＳＯ１４００１」 ・「エコアクション２１認証・登録制度」 ・「埼玉県エコアップ認証制度」	1点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	１．様式コ(ｴ) 注１）入札公告日時点において、入札参加者が当該認定証等を受けている場合に評価します。 注２）ＪＶ（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「５（２）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。 注３）エコアクション２１認証・登録制度については、（一財）持続性推進機構ホームページを参照してください。 （http://ea21.jp/） 注４）埼玉県エコアップ認証制度については、県環境部温暖化対策課ホームページを参照してください。 （https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/eco-up.html）	
		２．添付資料 ①「ＩＳＯ１４００１」「エコアクション２１認証・登録制度」 認証登録証（附属書等を含む）の写し（有効期限内にあるもの）。 本社、支店などの上位組織で一括して認証登録をしている場合は、入札に参加する営業所が認証取得の対象に含まれていることを示す資料（上記の写しで確認できない場合添付すること）。 ②「埼玉県エコアップ認証制度」 「埼玉県エコアップ認証書」の写し（有効期限内にあるもの）。	

コ　企業の社会的貢献度

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(オ)パートナーシップ構築宣言の公表 【　　／0.5点】	評価基準	パートナーシップ構築を宣言し、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトで公表している。	0.5点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	１．様式コ(オ) 注１）入札公告日時点において、入札参加者が当該宣言を作成し、かつ評価日時点において、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトで公表している場合に評価します。 注２）評価日とは、発注者が技術資料を受領し、評価を行う日とします。 注３）ＪＶで（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「5 (2) 評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。 注４）「パートナーシップ構築宣言」については、パートナーシップ構築宣言ポータルサイトを参照してください。 （https://www.biz-partnership.jp/index.html）	
		２．添付資料 「パートナーシップ構築宣言」の写し。	

サ　担い手確保・育成に関する取組

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(ｲ)多様な働き方実践企業の認定 【　　/1点】	評価基準	埼玉県の「多様な働き方実践企業」のプラチナ又はゴールド認定（各々プラス評価を含む）を受けている。	１点
		埼玉県の「多様な働き方実践企業」のシルバー認定（プラス評価を含む）を受けている。	0.5点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	１．様式サ(ｲ) 注１）入札公告日時点において、入札参加者が当該認定を受けている場合に評価します。 注２）ＪＶ（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「５（２）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。 注３）「多様な働き方実践企業」については、埼玉県産業労働部多様な働き方推進課ホームページを参照してください。 (https://www.pref.saitama.lg.jp/womenomics/diversity/index.html)	
		２．添付資料 埼玉県多様な働き方実践企業認定証の写し。（有効期限内にあるもの）	

ス　その他

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(ｱ)市内下請の選定 【　　／1点】	評価基準	以下のいずれかを満たすこと ・下請負人を（春日部市内企業）から１社以上選定する。 ・本店又は主たる営業所の所在地が（春日部市内）であり、すべて自社で施工する。	1点
		上記に該当しない。	0 点
	提出資料	１．様式ス(ｱ) 注１）下請人とは建設業許可を受けかつ、受注者との直接契約のある１次下請人をいい、２次下請人以降は評価の対象としません。 注２）下請負人に係る「春日部市内企業」とは、建設業許可の本店又は主たる営業所の所在地が春日部市内の企業とします。	
		２．添付資料　なし	

ス　その他

<table>
<tr><th>評価項目</th><th colspan="2">評価基準・提出資料</th><th>配点</th></tr>
<tr><td rowspan="4">(ｲ)建設資材県産品の選定
【　　／1点】</td><td rowspan="2">評価基準</td><td>資材を建設資材県産品から選定する。
資材とは、下表の「資材の種類」及び「使用数量」のとおりとする。
<table><tr><th>資材の種類</th><th>使 用 数 量</th></tr><tr><td>再生密粒度ｱｽﾌｧﾙﾄ合材（20）</td><td>全量</td></tr></table>
注１）建設資材県産品とは、以下のいずれかに該当するものとします。なお、建設資材とは、建設工事に使用する資材のことをいいます。
＊　具体的には次の（１），（２），（３）のいずれかを満たすものをいいます。
（１）本店又は本社（以下、本店等という。）が埼玉県内に所在し、その会社の直営工場（県外工場でも可）で製造された建設資材。
（２）本店等が埼玉県内に所在し、直営以外の工場（県内工場のみ可）で製造された建設資材。
（３）本店等が埼玉県外に所在し、埼玉県内に所在する直営工場で製造された建設資材。</td><td>1点</td></tr>
<tr><td>上記に該当しない。</td><td>0点</td></tr>
<tr><td rowspan="2">提出資料</td><td colspan="2">１．様式ス(ｲ)</td></tr>
<tr><td colspan="2">２．添付資料　なし</td></tr>
</table>